

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さんへ

# 助成金を活用して 女性トイレや更衣室等の施設を 建設現場に設置※ してみませんか？



※ 助成金の支給対象となるのは、施設を賃借により設置した場合に限ります。

## 人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） 女性専用作業員施設設置経費助成のご案内

- 受給対象 中小元方建設事業主
- 対象事業 女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業
  - [対象となる作業員施設の種類] トイレ、更衣室、シャワー室、浴室

### Q.1 何にいくらぐらい助成されるの？



施設の賃借料、設置工事費等の対象経費の3/5が助成されます。（1事業年度あたりの上限 60万円）

### Q.2 女性が少ない現場には関係ないのでは？



女性専用施設を導入することで、**男性も含めた快適な職場環境を見直すきっかけにもなります。**誰もが働きやすい職場実現のため、助成金の活用をご検討ください。

申請手続は裏面をご覧ください。



# 申請手続

助成金の支給を受けるには、

**【計画届】と【支給申請書】の提出が必要です！**

① 計画届の提出



② 賃借開始



③ 賃借終了



④ 支給申請書  
の提出



⑤ 助成金  
の支給

女性専用作業員施設の賃借事業を開始しようとする日の2週間前までに、「計画届」と添付資料を管轄する労働局に提出してください。  
(提出物)

- ・計画届（建作様式第2号の3）
- ・女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第2号の3別紙）
- ・建設業許可証明書
- ・労働保険料等納入通知書の写し
- ・賃貸契約書の写し
- 等

「支給申請書」と添付資料を、管轄する労働局に提出してください。  
提出期間については、以下の表をご確認ください。

| 賃借事業終了月     | 提出期間            |
|-------------|-----------------|
| 4月、5月、6月    | 7月1日から8月末日まで    |
| 7月、8月、9月    | 10月1日から11月末日まで  |
| 10月、11月、12月 | 翌年の1月1日から2月末日まで |
| 1月、2月、3月    | 3月1日から5月末日まで    |

(提出物)

- ・支給申請書（建作様式第5号の3）
- ・女性専用作業員施設等及び費用 内訳書（建作様式第5号の3別紙1）
- ・女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・作業員名簿
- ・当該工事の行程表
- 等

## 【詳細・お問い合わせ】

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧いただけ、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■支給要領



■支給申請書  
記載例



■都道府県労働局  
お問い合わせ先

